

「新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の防止に関する条例」について

新型コロナウイルス感染症については、感染者及びその濃厚接触者とともに家族や勤務する事業所に対して誹謗中傷等のほか、医療機関の従事者や対人対応を行う事業所等へのいわれのない差別等の発生も懸念されております。

本市としては、このような事案の発生を防止し、東松島市に生活し、学び、働くすべての市民が等しく心豊かに住み続けられ、その人権が擁護されるよう、「東松島市新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の防止に関する条例」を本市独自に制定しましたので、お知らせいたします。

記

【名称】

「東松島市新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の防止に関する条例」

- 【目的】**・感染者の発生によって、感染者やその濃厚接触者、さらには家族や勤務する事業所への誹謗中傷等の差別的言動などを防止する。
- ・医療機関の従事者や対人対応を行う事業所等の従事者においても、いわれのない差別等を受ける事案の発生を防止する。
 - ・市、市民、事業者それぞれの守るべき責務を規定する。

【規定内容】

- 1 市の責務（第3条）
次に掲げる事項について規定
 - (1) 感染者等の情報の取扱い
 - (2) 感染者等への相談対応及び助言並びに情報提供等
 - (3) 不当な差別等防止のための周知及び啓発
- 2 市民の責務（第4条）
正しい知識取得の努力と不当な差別等を行わないことを規定
- 3 事業者の責務（第5条）
従事者等に係る不当な差別等を防ぐための配慮を規定

【施行期日】 令和2年12月21日

■問合せ：保健福祉部健康推進課予防健診係 TEL0225-82-1111（内線 3117）

東松島市新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別等の
防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、東松島市に生活し、学び、働く全ての市民が等しく心豊かに住み続けることができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る感染者等に対する誹謗中傷等の不当な差別等を防止し、その人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通学、通勤又は来訪する者をいう。
- (3) 感染者等 新型コロナウイルス感染症の感染者(感染者であった者を含む。)及びその濃厚接触者をいう。
- (4) 不当な差別等 不当な差別的言動若しくは取扱い、誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又はプライバシーを侵害する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、感染者等の情報の取扱いについて、国及び宮城県の取扱いを踏まえ、個人が特定され不当な差別等を招くことのないようにしなければならない。

2 市は、市民が感染者等として不当な差別等を受けたことを申し出たときは、当該市民の相談に応じ、必要な助言及び情報提供等を行わなければならない。

3 市は、市民に対し、新型コロナウイルス感染症に関して、正しい知識を持ち不当な差別等が生じないように、周知及び啓発を行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、新型コロナウイルス感染症への正しい知識を持つよう努めるとともに、感染者等及びその家族その他の関係者はじめ全ての市民に対して、新型コロナウイルス感染症に起因する不当な差別等をしてはならない。

(事業者等の責務)

第5条 市内で事業活動を行う法人、個人の事業者その他の団体は、その従事者が感染者等に該当した場合、当該従事者及びその家族その他の関係者が不当な差別等を受けることのないよう、十分に配慮しなければならない。

(医療機関の従事者等への適用)

第6条 医療機関及び対人対応を行う事業所等の従事者について、第3条第2項及び第4条に定める「感染者等」を読み替えて適用することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。